

障がいのある人も



障がいのない人も

共に生きるまち酒田

障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重しながら、共に自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、令和2年4月1日「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。



酒田市は障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちになるよう 心のバリアフリーを推進しています。

みんなで一緒に考え、学び、気づき、「共に生きるまち酒田」を作っていきましょう

?

!



見かけたら、気軽に声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします

ヘルプマーク

義足を使用している人、内部障がいの人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が身に着けています。



ヘルプカード

障がいなどがある人が援助や配慮を必要としている時に提示します。



酒田市地域福祉課または各総合支所でお渡しできます
【お問合せ】酒田市地域福祉課

TEL : 26-5733 FAX : 23-2258

障がいのある人へのサポート

○本人が何を必要としているか
どんな手助けを必要としているのか、「何かお手伝いできることはありますか」など、まず本人に聞いてみましょう。

○コミュニケーションを大切に
ゆっくり、はっきり、ていねいな言葉づかいで話しかけ、安心感を持たれるような話し方を心がけましょう。

○プライバシーには立ち入らない
援助するのに必要がないことは聞かないなど、プライバシーには配慮しましょう。

障がい者差別に関するご相談は

酒田市地域福祉課 (TEL : 26-5733 FAX : 23-2258) までお願いします

障がい者差別を受けたという相談のほか、障がい者差別を見たなどの通報も受け付けています。誰もが暮らしやすいまちを目指し、ご協力ください。

